

一般社団法人機密情報抹消事業者協会
個人情報保護規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人機密情報抹消事業者協会(以下「本会」という。)定款第52条に基づき、本会が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、本会の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。)をいう。
- (2) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- (3) 個人情報保護管理者 代表理事によって指名された者であつて、本規程の実施及び運用に関する業務について責任と権限を持つ者をいう。
- (4) 利用 本会が本会内で個人情報を処理することをいう。
- (5) 提供 本会が保有する個人情報を本会外の第三者に渡し、利用可能にすることをいう。
- (6) 預託 本会が保有する個人情報を本会の第三者に発送業務等を委託するなどのために預けることをいう。

(対象となる個人情報)

第3条 本規程は、コンピューター・システムにより処理されているか否か、及び書面により記録されているか否か等を問わず、本会において取扱われるすべての個人情報を対象とする。

(本会の責務)

第4条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

(収集範囲の制限)

第5条 個人情報の取得は、定款に定める事業の範囲内で、利用目的を明確に定め、その目的の達成に必要な限度において行うものとする。

(収集方法の制限)

第6条 個人情報の取得は、適法かつ公正な手段によって行うものとする。

(個人情報の移送と送信の原則)

第7条 個人情報の移送と送信は、その権限を与えられた者が、外部への漏洩・紛失等の危険を防止するために必要かつ適切な方法で、業務の遂行上必要な限りにおいて行うものとする。

(利用の原則)

第8条 個人情報の利用は、個人情報の利用目的の範囲内で行うものとする。

(提供の原則)

第9条 個人情報の提供は、原則として行わない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 法令に基づく場合または正当な権限を有する裁判所その他の政府機関より適法に開示を請求された場合
- (2) 業務上やむを得ない場合で、本人の同意が得られた場合

(利用目的の範囲外の利用および提供)

第10条 前条(1)及び(2)のいずれにも該当せず、個人情報の利用目的の範囲を超えて利用および提供を行う場合は、書面またはこれに代わる方法によって本人に通知し、本人の事前の同意を得て行うものとする。

(個人情報の管理の原則)

第11条 個人情報は、利用目的に応じ必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理するものとする。

(個人情報の安全管理措置)

第12条 個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩など個人情報に関するリスクに対して、十分な注意を払うものとする。

(個人情報の秘密保持に関する従事者の責務)

第13条 本会において個人情報の取得、利用、提供及び預託に関する業務に従事する者は、法令の定め、本規程等若しくは個人情報保護管理者の指示に従い、個人情報の秘密の保持に十分な注意を払いその業務を行うものとする。

(個人情報の廃棄)

第14条 個人情報の消去と廃棄は、その権限を与えられた者が、外部への漏洩・紛失等の危険を防止するために必要かつ適切な方法で行うものとする。

(自己情報に関する権利)

第15条 本人から自己の情報について開示を求められた場合は、合理的な期間内にこれに応じるものとする。また開示の結果、誤った情報があり、訂正又は削除を求められた場合は、合理的な期間内にこれに応じるものとする。

2 訂正又は削除を行なった場合は、可能な範囲内で本人に対して通知を行うものとする。

(個人情報の利用又は提供の拒否)

第16条 本会が既に保有している個人情報について、本人から自己の情報についての利用または第三者への提供を拒否された場合は、これに応じるものとする。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 法令の規定による場合

(2) 本人または公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合

(個人情報の開示・訂正・削除への対応)

第17条 本人から自己の情報について開示、訂正または削除を求められた場合、個人情報保護管理者に速やかに報告し、その指示に従うものとする。

(個人情報保護管理者の責務)

第18条 個人情報保護管理者は、本規程に定められた事項を理解し、遵守するとともに、個人情報の取得、利用等の取扱業務に従事する者にこれを理解させ、遵守させるための教育訓練、安全対策の実施ならびに周知徹底等の措置を実現する責任を負うものとする。

(改 廃)

第19条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

1 本規程は、2015年9月29日から施行する。

2 本規程は、2019年7月1日から施行する。